

教えて!

# 市民税・県民税(住民税)の 主な税制改正内容



2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050カーボンニュートラル」の実現に向け、新築住宅に対する支援措置(住宅ローン控除など)の見直しが行われ、令和4年分以後の所得税や令和5年度以後の市民税・県民税に適用されます。

◎問い合わせ 市民税課 ☎23-2123

## 住宅ローン控除の適用期限を延長

住宅ローン控除の適用期限を4年延長。令和7年末までに入居した人を対象とします。

## 省エネ性能により手厚く優遇するとともに省エネ基準への適用が必須に

省エネ性能等の高い<sup>\*</sup>認定住宅等は、借入限度額を上乗せします。

なお、令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅への適用には、省エネ基準への適用が必須となります。

<sup>\*</sup>認定住宅等とは、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅を指します



## 住宅ローン控除内容の変更

### 【所得税】

住宅ローン控除率を現行の1割から0.7割に引き下げます。また、新築などの認定住宅等の場合、控除期間を13年へ上乘せします。ただし、新築などの<sup>\*</sup>その他の住宅で、令和4、5年に入居の場合は13年、令和6、7年に入居の場合

は10年となります。

<sup>\*</sup>その他の住宅とは、省エネ基準を満たさない住宅を指します

適用対象者の所得要件を、合計所得金額2千万円以下(現行3千万円以下)に引き下げます。

令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を、引き続き40平方メートル以上に緩和します。ただし、合計所得金額が1千万円以下のの人に限り



### 【市県民税】

所得税の住宅ローン控除を受けた人で、所得税額から控除しきれない場合、翌年度分の市民税および県民税で残額分を控除します。ただし、課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額(最高9万7,500円)の範囲内です。

※詳しい改正内容は、総務省ホームページを確認ください



## 適用を受けるための手続き

住宅ローン控除の適用には、初年度に税務署で確定申告する必要があります

ります。2年目以降は、会社員であれば年末調整で控除を受けられます。年末調整のない職種の方は、2年目以降も税務署で手続きください。

|                   | 改正後(控除率0.7%)                                    |          |         | 改正前(控除率1%) |     |
|-------------------|---|----------|---------|------------|-----|
|                   | 借入限度額   | 借入限度額    | 期間      | 借入限度額      | 期間  |
|                   | 令和4・5年入居  | 令和6・7年入居 |         |            |     |
| 新築住宅等<br>省エネ性能等 ↑ | 認定住宅<br>(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)                      | 5,000万円  | 4,500万円 | 5,000万円    | 10年 |
|                   | ZEH水準省エネ住宅                                      | 4,500万円  | 3,500万円 |            |     |
|                   | 省エネ基準適合住宅                                       | 4,000万円  | 3,000万円 |            |     |
|                   | その他の住宅  | 3,000万円  | 0円*     |            |     |
| 既存住宅<br>省エネ性能等 ↓  | 認定住宅<br>(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅) | 3,000万円  |         | 2,000万円    |     |
|                   | その他の住宅  | 2,000万円  |         |            |     |

※令和5年までに新築の建築確認済みの場合、借入限度額:2,000万円